

ニホンジカに係る生態系維持回復事業策定のためのガイドラインと地域連携

株式会社 野生鳥獣対策連携センター

上田 剛平

講演要旨

■ 様々なシカ対策事業

シカによる農林水産業、生態系、生活環境への被害の深刻化に伴い、様々なシカ対策事業が様々な機関によって実施されている。地方公共団体が実施しているシカ対策事業は、鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特別措置法を根拠法令に持つものがほとんどであるが、国の機関が実施しているシカ対策事業の中には、他法令を根拠に実施しているものもある。

■ 生態系維持回復事業とは

生態系維持回復事業は、2009年の自然公園法改正により新たに創設された事業である。国立公園及び国定公園の生態系を維持・回復することを目的に、自然公園法で定める生態系維持回復事業計画に基づいて実施される。現在、シカによる生態系被害が深刻な8つの国立公園で、環境省により事業が実施されている。

平成30年度、環境省では、自然公園法の管轄区域内のシカ対策を科学的・順応的に推進するため、生態系維持回復事業計画の効果的な策定方法を記した、「ニホンジカに係る生態系維持回復事業計画策定ガイドライン」（以下、ガイドライン）を作成した。ガイドラインでは、計画の内容を検討するための技術的手法や、目標設定の考え方、対策の評価手法等を紹介しているほか、他法令に基づいてシカ対策を実施している関係機関との連携の重要性を指摘している。シカ被害の影響が多岐に及んでいる以上、お互いのシカ対策をより効果的なものにしていくためには、関係機関が連携するためのプラットフォームづくりが非常に重要である。

■ 対馬におけるニホンジカ対策戦略会議の事例

その重要性を知ってもらうため、本講演では対馬で取り組んでいるニホンジカ対策戦略会議の事例を紹介する。対馬は、国内希少動植物に指定されているツシマヤマネコが生息しているなど、独自の生態系を有する長崎県の離島である。対馬にはかつて天然記念物に指定されていたツシマジカが生息しており、近年の分布拡大と個体数の急増により、これら希少野生動植物種の生息が危機的状況に陥っている。また、農林水産業や生活環境にも深刻な被害をもたらしており、国・県・市等の行政機関がそれぞれシカ対策を実施してきたが、連携した事業実施が課題であった。そこで、平成30年度に環境省九州地方環境事務所が、「対馬におけるニホンジカ対策戦略検討業務」を新たな事業として立ち上げ、関係機関が連携した対馬のシカ対策戦略作りに乗り出した。